

平成21年4月4日

【中央政策情報第20号】

児童福祉法改正で、重症心身障害施策はどう変わるのか

- (1) 重症児施策には、施設対応と在宅対応の二つがある。
- (2) 施設対応の改正では、入所施設の一元化により、「重症心身障害児施設」（第43条の4）の名称は消滅した。（施行日平成24年4月1日）
- (3) 「重症心身障害児施設」の名称は消滅したが、「重症心身障害児」の名称は明記された。

(4) 根拠条文 第7条第2項

「この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(以下「重症心身障害児」という。)に対して行われる治療をいう。」

根拠条文 第24条の12第3項

「前二項の厚生労働省令で定める基準は、知的障害のある児童、盲児（強度の弱視児を含む。）、ろうあ児（強度の難聴児を含む。）、肢体不自由のある児童、重症心身障害児その他の指定障害児入所施設等に入所等ををする障害児についてそれぞれの障害の特性に応じた適切な支援が確保されるものでなければならない。

根拠条文 第27条第2項

「都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第3号の措置に代えて、指定医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

根拠条文 第31条第3項

「都道府県は、第27条第1項第3号の規定により障害児入所施設（第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所した児童又は第27条第2項の規定により委託により指定医療機関に入院した肢体不自由のある児童若しくは**重症心身障害児**について満20歳に達するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

(5) 障害児入所施設の区分（第42条）

「障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じて、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与
- 二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

(6) 児童発達支援センターの区分（第43条）

「児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じて、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設とする。

- 一 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練
- 二 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療

(注) ★児童発達支援関係の定義規定は、(19号) 1頁を参照のこと。

★重症心身障害児（者）通園事業がどのように法令化されたのかは、改正法律上は明示されていない。

★人員・設備・運営等の省令による基準で、施策の具体的な方向が示される。

(7) 施行期日

施行期日は、3段階に分かれる 障害者自立支援法の施行期日も同じ。

- ① 公布の日
- ② 公布の日から起算して、1年6か月を超えない範囲内で政令で定める日
- ③ 平成24年4月1日

【了】